

# 「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえた学校の対応について

(文部科学大臣決定 最終改定 平成29年3月14日)

※ 【】内のページは国の「基本的な方針」の該当ページ。「ゴシック、下線」は学校教育課による

## 1 学校いじめ防止基本方針に「盛り込む必要がある」と示された項目

※詳細は国の「基本的な方針」を参照

アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。【P25】

⇒マニュアル（参考：資料3）とチェックリストの作成（参考：資料4・5・6）

学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。【P27】

⇒マニュアル（参考：資料3）とチェックリストの作成（参考：資料4・5・6）

（いじめの早期発見のため）各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。【P30】

⇒マニュアル（参考：資料3）とチェックリストの作成（参考：資料4・5・6）

いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通した当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。【P25】

⇒年間計画の作成（参考：資料2）

学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

【P25】

⇒年間計画の作成（参考：資料2）

## 2 学校の新たな対応・措置

**【学校評価】**学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。【P25】

⇒年間計画の作成（参考：資料2）、各学校で達成目標を定める。

**【保護者への説明】**策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。【P25】

⇒年間計画の作成（参考：資料2）

### 3 教職員や学校いじめ対策組織の役割について、周知徹底を図る事項

**【いじめの発見・認知等】** 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。【P27】

⇒マニュアル（参考：資料3）とチェックリストの作成（参考：資料4・5・6）

**【被害児童生徒を守り通す】** 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。【P30.31】

⇒マニュアル（参考：資料3）とチェックリストの作成（参考：資料4・5・6）

**【いじめ解消の判断】** いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。【P30】

① いじめに係る行為が止んでいること(インターネットを含む)。止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

### 4 特に留意すること

次の(1)から(3)は、県の調査の結果「予定なし、必要に応じて実施を考える」と回答した学校が多かった質問項目です。いずれも組織的、計画的に行うべき内容になります。

#### (1) 「いじめ問題に関する校内研修を実施する」(複数回)

※国の基本的な方針には、「全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。」という記述があります。ご留意下さい。

#### (2) 「学校いじめ防止基本方針の内容を、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する」

※あわせて、いじめ対策の窓口の周知、相談機関の紹介、いじめを認知した後の対応を伝えることなども重要です。相談機関については、「子どもSOSホットライン24」の周知についての文書など、様々な場面で周知をしています。

#### (3) 「改定された国の中の基本方針に沿って、学校いじめ防止基本方針を改定する」

### 5 その他

「学校いじめ防止基本方針」を改定した際は、その「年月日」を基本方針「表紙」等に記載する。

			【例】
○○学校			
いじめ防止基本方針			
平成○年○月○日			
(最終改定)			
平成●年●月●日			

## (資料①) いじめ防止年間指導計画

豊橋市立小沢小学校

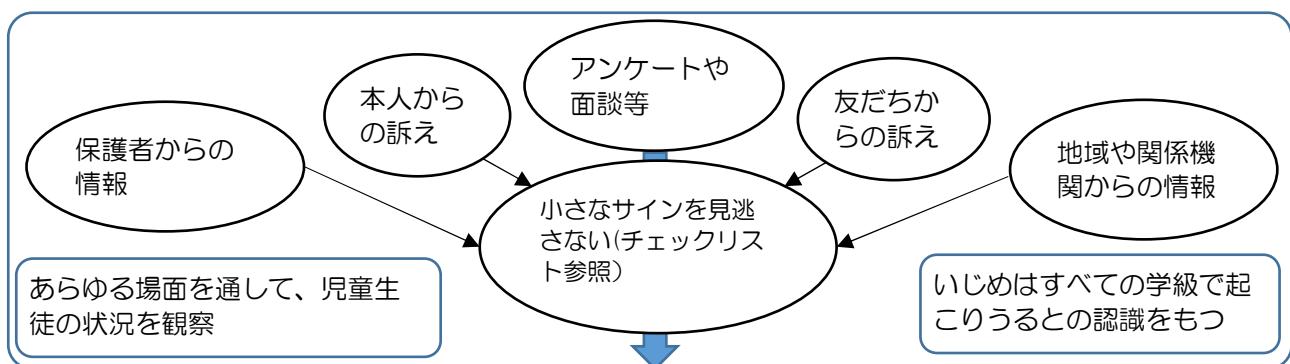
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
保護者・地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ防止組織の立ち上げ内容確認           <ul style="list-style-type: none"> <li>PTA総会、学級懇談会での説明</li> <li>授業参観・家庭訪問</li> <li>現職研修（1）子供理解と学級づくり</li> <li>いじめ防止対策委員会(毎月・臨時に開催)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人懇談会</li> <li>hyper-QUの分析</li> <li>いものつるさし・フリー参観日・学校評議委員会</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評議委員会・学芸会</li> <li>現職研修（2）ケース会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価のアンケート実施</li> <li>個人懇談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ防止</li> <li>基本方針等の見直し</li> <li>学校新聞公開</li> <li>ホームページ公開</li> <li>学校評価（2）</li> <li>自己評価（1）</li> </ul>		
	いじめに関する情報の収集・対応策の検討												
	運動会								持久走大会				
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談室やSCを児童、保護者へ周知</li> </ul>												
	集会における校長の講話・道徳教育・体験活動の充実・わかる授業の充実												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年生を迎える会</li> <li>浜っ子遠足</li> <li>保健指導（心と体の成長）</li> <li>運動会応援合戦</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>保健指導（健康づくり）</li> <li>命に関わる授業</li> <li>豊橋学校いのちの日</li> <li>・学校保健委員会</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>五並中交流会</li> <li>学芸会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感謝の会</li> <li>・人権週間の取り組み</li> <li>・赤い羽根募金活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳ネットモラル</li> <li>6年生を送る会</li> </ul>		
早期発見	学校生活アンケートによる学級経営の確認・聞き取り・面談												
	日常的な児童生徒の観察・教職員間での情報交換・生活サポート委員会で気になる児童の情報共有												
	朝の健康観察・SCによる相談・授業での様子、日記など												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ相談窓口の児童生徒・保護者への周知</li> </ul>		body測定	hyper-QU			body測定			body測定			

|

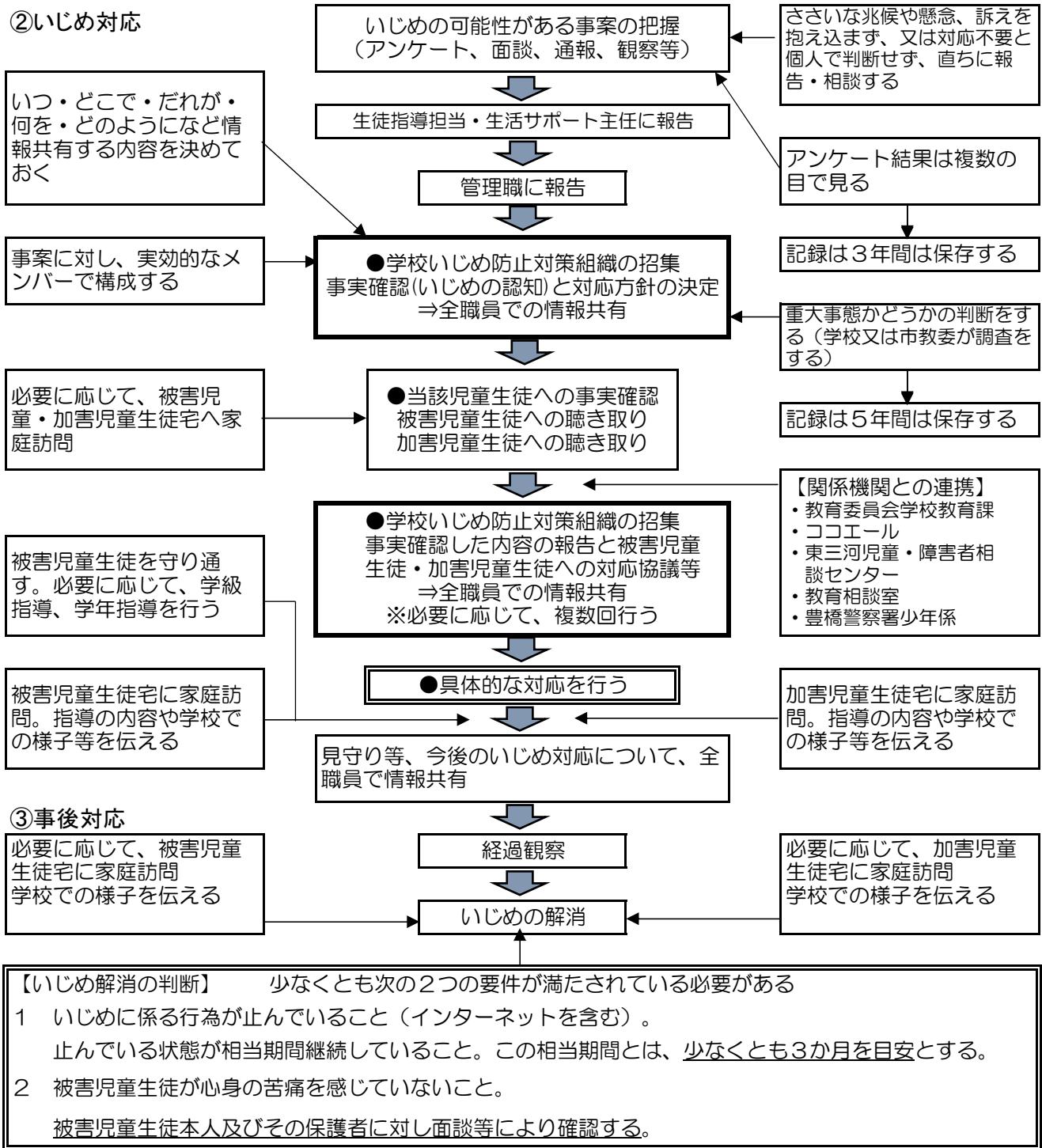
## いじめ早期発見・対応マニュアル（資料②）

豊橋市立小沢小学校

### ①いじめの発見



### ②いじめ対応



## (資料③) いじめ早期発見のためのチェックポイント

豊橋市立小沢小学校

### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- いつも誰かの机が曲がっている
- グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
- ロッカーの中が乱れています、掲示物が破れています
- 特定の子どもに気をつかっている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 特定のグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ささいなことで冷やかすグループがある
- グループ分けをすると特定の子どもが残る

### いじめられている子

#### ●日常の行動・表情の様子

- あいさつに対してはっきり反応しない
- 登校時間が遅くなっている
- 早退や一人で下校することが増えている
- 体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする
- 服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている
- 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされてたりしている

- あいさつをされない
- 遅刻・欠席が増えている
- 表情が暗く、うつむきがちになる

#### ●授業中・休み時間

- 教室へいつも遅れて入ってくる
- プリントが配布されない
- 学習用具がなくなる
- 教職員の近くにいたがる
- 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる
- 意味もなく廊下を歩いていたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする

- 学習意欲が低下し、忘れ物が多い
- 班編成をしたとき、孤立する
- 発言すると、周囲がざわつく
- 一人でいることが多い

#### ●給食・清掃の時間

- その子が配膳すると、嫌がる素振りをする
- 食べ物にいたずらをされる
- 盛り付けが極端に多かったり少なかったりする
- その子の机やいすを運ぼうとしない

- 会食するとき、机と机の間に隙間がある
- 会食中に周囲の会話を入ろうとしない
- 一人で掃除や後片付けをしている
- みんなが嫌がる仕事をいつもしている

### いじめている子

- 多くのストレスをかかえている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し他の子どもに指示を出す

- 悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直の受け取れない
- 他の子どもに威嚇する表情をする

## いじめの認知から早期対応に向けて

### ● 日常の行動・表情の様子

- 「いじめ早期発見のためのチェックポイント」などを活用し、わずかなサインを見逃さないようにしている
- ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談している

### ● アンケートおよび個人面談

- アンケートを年間計画に位置づけ、定期的に実施している
- アンケートは、欠席者や不登校児童生徒などに対しても、もれなく実施している
- アンケートの結果は、複数の目で確認している
- 記入後のアンケート用紙を保存している（3年間）
- 個人面談の機会をもっている
- 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
- アンケートや個人面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている

## 組織的な対応に向けて

- アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している
- 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
- いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している
- いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している
- 被害児童生徒を守り通すという意識で対応している

## 重大事態への対応について

- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたっている
- 記録をきちんと残している  
※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は少なくとも5年間は保存することが望ましい。記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上行う  
(いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより)
- 記録の引継ぎがきちんと行われている

## (資料⑤) いじめ防止対策のためのチェックポイント 豊橋市立小沢小学校

### 学校いじめ防止対策組織が行うべきこと

#### ●教職員に対して

- 教職員に対し、いじめの定義やいじめの解消の判断など周知を行っている
- 事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修を、年複数回実施している

#### ●保護者・地域に対して

- 学校いじめ防止基本方針を、入学時・各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明している。
- 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしている
- 生活サポート主任がいじめの相談窓口であることを周知している
- いじめの認知が「0」の場合、児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認している

#### ●未然防止に向けた取り組み

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを具体的に行っている
- 具体的な年間計画を作成し、実行している

#### ●取り組みの見直しについて

- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているのかについての点検・見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行っている
- アンケート用紙や調査の仕方、面談の方法、いじめ事案の情報共有のあり方などを検証し、見直しを行っている